

年金通信

# 年金トピック

No.2020-39 第 11 号

2020 年 7 月 10 日 団 体 年 金 事 業 部

# 確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令案等に関する 御意見募集(パブリックコメント)について

2020年7月8日付で「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令案等」がパブリックコメントに付されましたのでお知らせします(募集期限:2020年8月11日)。

今回の改正は、①資産運用委員会の設置、②総合型確定給付企業年金基金の代議員の定数、③総合型確定給付企業年金基金における会計監査・AUPの実施に関し、通知・事務連絡の内容を法令で規定するものです。改正案(条文)自体は現時点で公表されていませんが、パブリックコメント手続で示されている「概要」(別紙ご参照)ベースでは、既存の通知・事務連絡の内容と変更はありません。

### 【ご参考】パブリックコメント手続のURL

確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令案等に関する御意見募集(パブリックコメント)について

https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200135&Mode=0

以上

## 確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令案等の概要について

# I. 改正の趣旨

○ 確定給付企業年金(以下「DB」という。)における制度を健全に運営するための体制の整備(以下「ガバナンス」という。)は、将来の給付が確実に行われるよう長期に渡って制度を適切に運営する観点から重要なものである。

DBにおいて、

- (1) 複数の事業主で実施する DB についてガバナンスが不十分であること
- ② 資産運用に関して適切な議論が行われるよう、資産運用委員会の設置をより促進する必要があること
- ③ 企業年金基金の会計の正確性の観点から、公認会計士等の監査を活用する必要があること等の課題があることから、ガバナンスの強化を図ることを目的として、確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号。以下「DB令」という。)及び確定給付企業年金法施行規則(平成14年厚生労働省令第22号。以下「DB則」という。)を改正する。また、DB則の改正に伴い告示を定めることとする。

## Ⅱ. 改正の内容

### 1. 確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令案

- (1) 選定代議員の定数について
- 事業所間の人的関係が緊密でない2以上の厚生年金保険適用事業所の事業主(以下「事業主」という。)が共同で設立する又は設立している企業年金基金(以下「総合型企業年金基金」という。)の方針決定を担う代議員会の構成員である選定代議員(事業主等から選定される代議員をいう。)の定数について、事業主の基金運営への参加意識を高めるべく、最低限の定数を定めることとする。
- 具体的には、
  - ① 基金設立時点の設立に携わった事業主の数の10分の1以上(ただし、当該事業主の数が500を超える場合は50、30を下回る場合は3)
  - ② 代議員の任期 (DB 令第 11 条の規定により代議員の任期は3年を超えない範囲で規約で定めることとされている) が満了し、新たに選定代議員を選定する場合には、その時点の設立事業所の事業主の数の 10 分の 1 以上(ただし、当該事業主の数が 500 を超える場合は50、30 を下回る場合は3)

とする。

- ただし、総合型企業年金基金を設立する事業主が、一定の要件を満たす組織体に所属する場合には、選定代議員の定数を事業主の数によらず定めることとし、この要件は厚生労働省令で定めることとする。
- (2) 資産運用委員会について
  - 事業主又は企業年金基金の理事長若しくは積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事(以下「理事長等」という。)に対し助言するため、事業主(その代理人を含む。)及び加入者をそれぞれ代表する者で構成される資産運用委員会を置かなければならないこととする。

- ただし、資産運用委員会の設置の義務化は、積立金の額が一定の額以上ある事業主等に限る こととし、この要件は厚生労働省令で定めることとする。
- 資産運用委員会の役割は、資産運用に関する基本方針などの積立金の管理及び運用に関して 事業主又は理事長等に対して意見を述べることとする。
- (3) 経過措置について
- 選定代議員の定数要件について、施行日以後に初めて到来する代議員の任期満了日までに満 たせばよいこととする。
- 資産運用委員会について、施行日の属する当該DBの事業年度の翌事業年度から設置すればよいこととする。

#### 2. 確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案

- (1) 選定代議員の定数を定めることを要しない総合型企業年金基金の要件について
- 総合型企業年金基金の実施事業所の事業主の9割以上が以下の①~③までの要件のいずれに も該当する当該基金以外の組織体に所属する場合は、選定代議員の定数を事業主の数によらず 定めることができることとする。
  - ① 当該組織体は、その構成員である事業主に対して基金への加入を義務付け又は推奨することを決議等しており、その決議等に基づく活動実績があること
  - ② 基金における方針決定の手続に先だって、選定代議員に対し、基金の運営方針を示すこと
  - ③ 当該組織体は、基金の運営状況について定期的(四半期に1回程度)に報告を受け、基金の運営体制に改善の必要があると認められるときは、改善に必要な検討等を行う体制が整備されていること
- (2) 資産運用委員会を置く必要がある事業主等の要件等について
- 常時 100 億円以上の積立金を積み立てる又は積み立てると見込まれる事業主等に対して、資 産運用委員会の設置を義務付けることとする。
- 資産運用委員会の議事については記録にとどめて保存するものとし、企業年金基金において は、理事長等が、当該資産運用委員会の議事の状況その他の情報について直近の代議員会に報 告しなければならないこととする。
- 事業主等は当該資産運用委員会の議事の概要について、加入者に業務概況等で周知しなければならないこととし、受給権者等にも、できる限り周知するよう努めるものとする。
- (3) 監事の意見について
- 総合型企業年金基金の会計の正確性を適切に把握するため、総合型企業年金基金の監事が代議員会に事業及び決算に関する報告書を諮るときは、
  - ① 公認会計士による会計監査
  - ② 監査法人の監査
  - ③ 監査に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるもの
  - の結果を考慮した意見を付すこととする。なお、積立金の額が 20 億円を常時下回る又は下回ると見込まれる総合型企業年金基金は会計監査等の導入の対象外とする。

- (4) 監事の意見に係る経過措置について
- 監事は施行日の属する当該総合型企業年金基金の事業年度の翌事業年度(施行日から起算して6ヶ月以内に事業年度の末日がある場合には翌々事業年度)の事業及び決算に関する報告書の提出から会計監査等の結果を踏まえた意見を付すこととする。
- 3. 監査に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるものを定める件(告示案)
  - 監査に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるものは、公認会計士等が日本公認会計士協会 「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針(業種別委員会 実務指針第六十二号)」等に基づき実施する合意された手続業務とする。

## Ⅲ. 根拠条文

確定給付企業年金法第20条、第68条及び第106条

DB 令第 48 条

DB 則第 117 条

# IV. 施行期日等

公布日(告示日) : 令和2年9月下旬予定 施行期日(適用期日) : 令和2年10月1日